

大勢三轉考

上

210.04  
D34t

000732-001-3

210.04-D34t

大勢三轉考

伊達 千広／著

M 6

A C B - 1 6 1 6



伊達千廣翁著述

大勢三轉考全三冊

六石山房藏板



338216

大勢三轉考序  
人とうすまそ、わが其身方を保ち其  
時事とくともと職とくこれ神道行  
人をうがひまざり其時事とくともまは天  
下の大勢とくらうとくあるてまは其大勢と  
くらうとくあは本の沿革とくらうんがある  
ゆゑにこよ紀伊國伊達の千廣の著  
述を大勢三轉考とくよまざり皇國上  
古の制其戸下すりて其職とくとく  
ちして中古の制乃き高祖論

210.04 D34T

伊達千廣翁著述

# 大勢三轉考 全三冊

六石山房藏板



238216

21004 D34T

大勢三轉考序  
人とうやまて、わく其事を傳へ其  
時事をもとと職と云ふ神道考  
人をひきり其時事をもととす。天  
下の大勢としらべてあるては其大勢を  
しらべては日本の一沿革をらべん。ある  
ては紀伊國伊達の千廣の著  
述也。大勢三轉考をもとより其職と云ふ  
古の制其戸下おりて其職と云ふ  
ありて中古の官制考である。

又成吉思汗の死後　モルトケ  
の書寫　第一其大駕の三駕  
と云ふと詳うすと沿革とての捷徑  
第一の運轉とて走りて大  
内ち方今王族の舊古を傳承の機  
の時事本と云ふ者其人といひ盛  
傳之て之は即ち今年度の  
伊達の宗興薩奥の宗光が文部

もりて「日本と上様」と云ふ事と  
曰ふと云ふと筆記す所以ハ元古事と  
研究する時制の轉變制度の沿革  
を一らへて、嘗ての沿用とえり  
やれ、然れど詳うせんとおひらきよ  
徳高よりて之の一つ故金匱  
の為めぬかして書く事の本意を  
さる御室の金匱綱は走りて其をも  
引書の漏れの事無く詳する事ありと  
ゆふかへ一通の手本をもつて

さうかと釋かとよ。筆すにひの筆  
乃よ。ひきとちよ。かは人よ。  
道す。かよ。かの神。筆す。  
徳。科。あく。かよ。あく。と。あく。  
さよ。かよ。かよ。かよ。と。かよ。

さよ。かよ。

紀元二千五百辛酉年八月

徳位福壽美靜

昭和元年八月

美靜

### 骨の代

樹奏は畏れ。言巻は恐れ。白鷹原宮  
ス。始國知食。大内代。今。の。盛。の。世。  
よ。が。ある。す。皇國の。有。狀。大。よ。變。れ。る。事。こ。あ。し  
かれん。わ。り。其。三。轉。の。け。り。ま。一。ッ。  
よ。か。萬。祿。二。り。よ。都。加。佐。三。り。よ。若。ふ。れ。ん  
け。り。や。る。う。れ。上。り。代。い。か。ま。ね。り。せ。を。知。し。め  
し。キ。ツ。代。ハ。つ。う。さ。り。て。せ。を。改。ち。下。り。代。ハ。名。す  
て。世。を。治。め。ゆ。ひ。く。う。れ。変。り。ま。一。狀。考。る。よ。  
自。ら。時。の。勢。よ。ば。ゆ。そ。う。後。ま。わ。る。よ。こ。や。ま。

今其大うぬを諭<sup>アラシラ</sup>りし。先上り代の。かは称<sup>スル</sup>  
う。は。自<sup>ナガラ</sup>ある。白玉國の制度<sup>スル</sup>。外國の制度<sup>ス</sup>  
無<sup>カナ</sup>文字<sup>ル</sup>。姓の字<sup>ル</sup>と當あれと。ゆう  
う。職の如く<sup>ス</sup>。職<sup>ス</sup>すけ。名の如く  
すけ。名<sup>ス</sup>すけ。制度<sup>ス</sup>ハ。あ<sup>リ</sup>。り。神  
武紀二年。天皇宣行賞賜。道臣余宅地。居于築坂  
邑。以寵異之。亦使大赤目。居于畠傍山以西川邊之  
地。今号赤目邑。此其緣也。以珍秀為倭國造。又給事  
猾猛田邑。因為猛田縣主。是菟田主水部遠祖也。事  
磯城名黒速。為磯城縣主。復以鰐根者。為葛城國造。

又頭八咫鳥亦入賞例。其苗裔即葛野主殿縣主部  
是也。ある國造縣主。を。か。ゆ。称の起元也。  
ニ。や。日向國<sup>トクニ</sup>ノ。ノ。宮本<sup>タダ</sup>。テ。キ。ア。ミ。討平<sup>ハ</sup>。  
而良達<sup>トベ</sup>。祝<sup>ハ</sup>。能<sup>ヒ</sup>。ノ。ノ。段<sup>ハ</sup>。是。内<sup>ハ</sup>。有<sup>ラ</sup>  
ア。戸畔<sup>ハ</sup>。祝<sup>ハ</sup>。能<sup>ヒ</sup>。ノ。ノ。渠帥<sup>ヒコガタ</sup>。と。メ。シ。ウ。ム。  
ホ。の。ノ。ノ。地主領<sup>ト</sup>。屯<sup>ハ</sup>。居<sup>ハ</sup>。シ。ウ。ム。  
此時ハ。總<sup>ハ</sup>。大和國<sup>ハ</sup>。ナ。其近<sup>キ</sup>。國<sup>ト</sup>。こそ。靜謐<sup>ハ</sup>  
く。大御余<sup>ト</sup>。和順<sup>ハ</sup>。天下押<sup>ハ</sup>。大<sup>ナ</sup>。撫治<sup>ハ</sup>。  
ナ。ハ。何<sup>ハ</sup>。ナ。キ。後<sup>ハ</sup>。崇神<sup>ノ</sup>。所代<sup>ハ</sup>。取<sup>ハ</sup>。テ。  
四道<sup>ヲ</sup>。將軍<sup>ハ</sup>。ナ。一<sup>ハ</sup>。物<sup>シ</sup>。ア。人<sup>ハ</sup>。遠<sup>キ</sup>。國<sup>ハ</sup>。ナ。也。

言而猶少也。之ハ同紀ニ。十年九月以大考令遣  
北陸。武渟川別遣東海。吉備津彥遣西海。丹波道主  
令遣丹波。因以詔之曰。若有不受教者。乃舉兵伐之。  
既而共授印授為將軍。十一月四道將  
軍。以平戎夷之狀奏。之又ヘアリ。此段の詔ニ。共授印授為將  
軍也。之又ト。此紀の御文  
切。古事記云。此之御堪。大毗古命者。遣高士道。其子建沼河別命者。遣  
東方十二道。而令和平其麻都漏波奴人等。又日乎伊王者。遣且波國。令  
穀珍賀月之御等。云云。如此平訖參上覆奏。之又ヘアリ。又云。う  
乃軍ナカノ。職名ナカノ。皆潤文有利。

平訖て。農夫大所余。天下ニ及フ。又云。同  
十二年の詔ニ云。之當此時。更校人民。令知長短。之次  
第。及課役之先後焉。秋九月甲辰始校人民。更科調

役。此謂男之引調。女之牛未調。也是以天神地祇共  
和尊而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下太平矣。  
故称謂御肇國天皇也。之又ヘアリ。肇國の祐言は。  
神武の御代ニシテ。ヘマリ。一辟尔れど。如天  
子御差。大西綾威。よやうれひ。りりくめ傳焉き。  
西學ニ。あれハ。更ムキ。姫國所知ト。ハ。孫孫守  
れる。アリ。之又詔益。知食行さゆる。之此種。の  
加馬孫。ニ事任。之。治綱ヘリ。レアリ。セラシ。の加  
馬孙。ニ。諸。ふ。き。り。く。と。考。ラ。ム。姫。氏。孫。ニ。民。骨。  
と。ある。骨。の。事。の。義。ち。多。金。紫。名。公。の。元。あ。れ。と。リ  
迂遠。ア。レ。送。ひ。ア。リ。

骨カルハ元人海カタマリ也。其と連なるものカル有  
りて、萬物のカル有る所カルの事カル而カルて、肩骨、膝骨、肉カル  
皮カル也。これカルの事カル也。成カルて、才カルある事カルに  
とく。この加賀祿カル同義カル也。又は鳥取郡カルも  
一部カルありて。且カルて、主カルの事カル也。其を造カル  
りがての造カル一部カルの根柢カル也。支體カルふと  
ちカル骨カルの事カル也。又は本カルの根カルと様  
よりかカル。同一體カル也。今之代カル。一體カル根柢カル事カル  
體カル也。此を爲カルす。又うて考カルる。武カルと言カル。生血  
の義カルと血脉カルの流カル也。言カル加賀祿、骨カル也。一

新カルを統カルる言カル也。氏カル血脉カルは附カルる喝カル也  
ハ。同血脉カルの外カル。喝カルる事カル也。骨カルを殺カルす。有カルる  
喝カル也。諸氏カルわざカルて、傳カル來カル也。其カルは紀氏カル  
紀氏。物部氏カル物部氏カル也。其カルも又限カルりて喝カル也。  
骨カル。紀氏カル臣。出雲氏カル臣カル也。物部カル大伴  
も。皆連カルと喝カル也。二カル。この氏カルと骨カル  
ニカルいた。人の身カルとて。本カルと。本カルも極カルあれ  
ハ。支體カルも。有カルひ。血カルと骨カル也。称カルある。せやる  
事カル。もうじよ。續紀カル。根加葛祿カル改カル給カル也。根カル也。  
言カルを添カルて。之カルは。跡カルも。又姓カルの序カル也。

書いへば古く紀記アマガシと云出角アマカツれと。此字ハ尙る  
知シテあつ。あゆらぬ知シテあつて。とはり。漢國カンクは  
シムカナヒトシヒ。かつて少シタヒ。あれハ。斐  
斐ヒ。萬ミリノ字シテあられハ。更シテシテ。小シタハ。役字ヒツジとお  
り。骨ヒの字シテ。正字シテ。キシテ。又シテ。姓ヒツの字シテ。役  
字ヒツジ。背ヒ。大シテ方ヒ。之シテ。背ヒ。大シテ方ヒ。之シテ。背ヒ。  
大シテ方ヒ。之シテ。背ヒ。大シテ方ヒ。之シテ。背ヒ。骨ヒの字シテ  
ハ。や。一。ナ。シ。ト。ナ。シ。ト。ナ。シ。ト。易音ヒツギ忽ハルカニ有リ。也。よ。よ。  
ち。河。澤。様。生。物。を。ひ。き。無。有。り。わ。れ。け。じ。ヒ。姓。

の字シテを。あ。れ。あ。る。字シテを。あ。り。ん。統ヒツ。字シテ。り。と  
も。あ。り。う。字シテを。あ。る。字シテ。深。平。を。姓。ヒ。朝  
臣。富。裕。を。姓。ヒ。朝。臣。富。裕。を。姓。ヒ。朝。臣。富。裕。を。姓。ヒ。朝。  
り。よ。あ。れ。が。い。と。の。あ。れ。造。の。の。一。部。を。あ。と  
り。し。れ。生。ま。る。ハ。り。つ。世。に。く。同。狀。あ。れ。せ。中。  
子。又。種。あ。れ。皆。は。先。此。を。無。造。ハ。審。仁。二。十。三  
年。の。紀。ニ。湯。河。板。舉。獻。鶴。也。蒼。津。別。命。弄。是。鶴。遂。得  
言。語。由。是。敷。裳。湯。河。板。舉。則。賜。姓。而。曰。鳥。取。造。因。亦  
宣。鳥。取。部。鳥。養。部。蒼。津。部。又。又。又。土。部。臣。ハ。同。紀  
三。十。二。年。ニ。天。皇。厚。裳。野。見。宿。祿。之。功。亦。賜。鍛。地。即

任土部職。因改本姓謂土部臣弘の比<sup>タグヒ</sup>都皆功<sup>ササ</sup>ニ  
シテ。猶<sup>シ</sup>あるある此餘景行の四代。六萬臣ハ腰<sup>ウエ</sup>の加<sup>ス</sup>。  
妻兒をまつ<sup>ト</sup>。少子<sup>アヒ</sup>連<sup>タマ</sup>を<sup>シ</sup>。後<sup>アヒ</sup>男<sup>ウ</sup>の四代。螺<sup>カキ</sup>  
車<sup>カミ</sup>。而<sup>シ</sup>御<sup>マツリ</sup>。萬豆麻佐<sup>マツモサ</sup>の姓を<sup>シ</sup>。百半種<sup>ハーフハーフ</sup>の種<sup>シ</sup>。  
御<sup>マツリ</sup>始<sup>マツル</sup>也。於<sup>マツリ</sup>之<sup>ノ</sup>代<sup>マツリ</sup>。倭國送<sup>マツリ</sup>  
猛田縣主<sup>マツリ</sup>の<sup>シテ</sup>。功<sup>マツリ</sup>出<sup>マツル</sup>。土地を<sup>シテ</sup>猶<sup>シ</sup>  
ひ。や<sup>シテ</sup>其地を<sup>シテ</sup>仕事<sup>マツル</sup>。骨と<sup>シテ</sup>。  
續紀延暦九年十一月壬申。外從五位下。韓國連源<sup>ハヌンヨン</sup>  
等言。已等是物部大連等之苗裔也。史物部連等各  
因居地行<sup>ス</sup>。別為百八十氏。是以源等先祖溫兒以  
父祖奉使國名故。改物部連為韓國連。然則大連苗

裔。是日本旧民。今号韓國。還似三韓之新來。至於唱  
道。每驚人聽。因<sup>シテ</sup>地賜姓古今通典。伏望改韓國二字。  
蒙賜高厚。依<sup>シテ</sup>請許之。又<sup>シテ</sup>ある。この居地  
と行<sup>ス</sup>事との<sup>シテ</sup>。種々の骨は出来てゐる  
也。さて右の<sup>シテ</sup>の骨も。其首長の子と稱す。  
見ゆ。皆生家<sup>シテ</sup>。首ある限<sup>リ</sup>。國造<sup>シテ</sup>。縣主  
と<sup>シテ</sup>。若<sup>シ</sup>よ。臣<sup>シテ</sup>。德<sup>シテ</sup>。命<sup>シテ</sup>。仕奉わ<sup>シ</sup>。加<sup>シ</sup>波<sup>シテ</sup>。一本の枝の<sup>シテ</sup>。持度<sup>シテ</sup>。仕奉わ<sup>シ</sup>。  
又<sup>シテ</sup>御<sup>マツリ</sup>。青紫<sup>シテ</sup>の袋<sup>シテ</sup>。金<sup>シテ</sup>。又<sup>シテ</sup>、  
う<sup>シテ</sup>腰<sup>シテ</sup>。熟<sup>シテ</sup>。仕事<sup>マツル</sup>。う<sup>シテ</sup>又<sup>シテ</sup>

成務紀四年。詔。云我先皇大皇帝天皇聰明神武。膺籙受國。治天順人。擣賊及正。德侔覆燥。道振造化。是以著天子土。莫不王臣。稟氣懷靈。何求得處。今朕嗣踐寶祚。夙夜兢惕。然黎元蠹爾。不悛野心。是國郡無君長。縣邑無首渠者。焉自今以後。國郡立長。縣邑置首。即東當國之幹。了者。任其國郡之首長。是為中區之蕃屏也。因。于。年。又。令。諸。國。以。國。郡。立。造。長。縣。邑。置。稻。置。並。賜。稻。矛。以為表。則。閑。山。河。而。分。國。縣。隨。阡。陌。以。定。邑。里。因。以。東。西。為。日。縱。タテ。南。北。為。日。橫。ヨコ。山。陽。曰。影。面。山。陰。曰。背。面。是以百姓安居。天下無事。

鳥。とくとえ古事記。故建内宿祢為大臣。宣賜大國小國之國造。亦定賜國々之界。及大縣小縣之縣主也。とくとえあり。此詔ともち考るよ。崇神の御代弓弭。午未の貢謂す。宣りて。而稊威大。よ。うくやき。あきよ。せくあるやく。よ。うめ加波尊稱。とくの後。有る土地を。已う物。とて。貢わく。も満り。まぐて朝廷の思は。もく。ハれたり。ゆん。うる時。よ。尚り。て建内大臣がん。神と。せよ。比類。あ。後。傑を。大臣と。よ。か。綱ひて。大園。小國。大縣。小縣を。今ち。遣長。稻置。縣主ら。宗と。おもよ。ハ。即表。を。お

福ハテアシ。十隈諸更治一め所へるれり。さてのく  
之長とす。度來をも所へり。度來を任一場へる  
を起てハ。後世の官職も因一也く。れど。加賀称  
ハのまむ。皮職とぞ矣有。之をいふか  
リカ。友族ハ其ノ子はす。文友よ。武官よ。オ  
京よ。お任よ。仕事よ。京よ。子孫よ。及。史。  
骨ハ其家よ。國縣を活むるよ。自餘の行  
事よ。皆其家とぞ業よ。世に。勤  
う。仕事よ。かの職の進退予奪常尔き。とい  
ふへ矣。故翁よ。國縣  
ハ。大帝命。國縣

を宣め。首長を立所へき。獨其土地ハ已ら物  
ヨ。方職の代の封戸。職固と曰。う。し。され  
土地ハ朝廷よ。基。一。豊所へる所。王。威。之。文。  
さる。上。任。所。物。あ。れ。よ。そ。奪。し。あ。れ。封戸職固と曰。う。し。され  
あれ。封戸職固と曰。う。し。され。封戸職固と  
の大小の國地をう。よ。之。連。祖。う。領。は。られ。て。之。臣。民。草。屋。等。  
仕。う。る。あ。れ。ハ。一。や。し。と。奪。向。へ。く。そ。あ。れ。骨。か。せ。み。と  
回。一。や。し。と。奪。向。へ。く。そ。あ。れ。骨。か。せ。み。と  
變。う。る。を。知。る。名。事。だ。れ。魚。鹽。地。あり。か。  
ゆ。の。い。シ。一。手。眾。と。土地を献。う。と。免。が。る。事。  
代。ハ。又。免。免。事。一つ。二つ。三つ。出。て。つ。も。く。仁。徳。の。四  
十年。の。紀。又。雌。鳥。皇。女。と。隼。別。皇。子。と。親。娶。所。ひ  
罪。又。深。ゆ。本。系。又。時。皇。子。卒。雌。鳥。皇。女。欲。納。伊。勢。

神宮而馳。於是天皇聞。隼別皇子逃走。即遣吉備品。  
遲<sup>チ</sup>部雄鯉。播磨佐伯直阿俄<sup>アカ</sup>能胡。曰追之所逮。即殺。  
爰皇后奏言。雌鳥皇女。是當重罪。然其殺之日。不欲  
露皇女身。乃因勅雄鯉等。莫取皇女所賚之足玉手。  
玉。雄鯉等追之至菟田。云云急追及于伊勢蔣代野。  
而殺之。時雄鯉等。探皇女之玉。自裳中得之。乃以二  
王屍埋于盧<sup>ル</sup>杵<sup>キ</sup>河邊。而復命。皇后令問雄鯉等曰。見  
皇女之玉乎。對言不見也。是歲當新嘗之月。以宴會  
日。賜酒於内外命婦等。於是近江山君稚守山妻。與  
采女盤坂媛。二女之手有纏良珠。皇后見其珠。既似

雌鳥皇女之珠。則疑之。僉有司問其玉所得之由。對  
言佐伯直阿俄能胡之妻玉也。仍推鞫阿俄能胡。對  
曰誅皇女之日。探而取之。即將殺阿俄能胡。於是阿  
俄能胡乃獻己之私地。請免死。故納其地。赦死罪。是  
以号其地曰五代<sup>五マデ</sup>。之後安閑元年紀丁夏  
內膳卿膳臣大麿。奉勅遣使求珠。伊甚伊甚國造等。  
詣京遲晚。踰時不進。膳臣大麿大怒。收縛國造等。推  
問所由。國造稚子直等。恐懼逃匿後宮內寢。春日皇  
后不知直入。驚駛而顛。慚愧無已。稚子直等。兼坐鬪  
入罪。當科重謹。專為皇后。獻伊甚屯倉。請贖鬪入之。

罪。因定伊甚屯倉。今分為郡。屬上總國。がくひえある。皆已う領する地とて。上より付す。もの皆為せ。所はかづへとあまへ。献るより。又を献れる。和ノ所ひそむ。夢一を祀る。祀る。ナ。田部也倉。もやく景行の五十六年。今諸國。興田部也倉。と見えある。始とて。終とてかづる。立されし。因す。本又云る。如く。土地を立し。因す。本又云る。院より引る伊甚國造稚子直。罪を贖す。伊甚屯倉をす。又古事記す。都史良意富義。訶良

比賣。五妃之屯宅を副て献らんとする。又某何にて。皆已う領する地と見え。故考る。屯倉。公の稻を种立く。田部。公の田を作る。郊ある。う。是。倉。地を。領する。ものあり。り。よ。お。地を。愛。所。ハ。上代。云。ねる。事ありぬ。獨。愛。の。狀。す。尼。あ。う。て。骨。の。代。と。穢。の。代。の。努。矣。ある。を。お。ち。ぬ。れ。あり。よ。骨。名代。子代。の。行。れ。す。骨。の。代。の。世。ふ。る。事。し。よ。た。か。り。神。名。代。も。り。す。事。ハ。因。へ。て。天。白。玉。皇。后。の。皇。子。傳。や。か。れ。或。ハ。

皇子連は即子す。す。其即名を後世よ  
傳へ承るも。入部を定らるゝ。御坐。古事記屢  
仁の系す。凡此天皇之即子等十六王。云。伴登志  
和氣王者。固無子而為子代。宣伊登志部。と。之。大  
武。武。の。仁。徳。紀。又。為。大。兄。去。未。穗。別。皇。子。宣。主。生。部。亦  
為。皇后。定。葛。城。部。古事記云。との主生萬城の。あ。水。萬。別。今  
若日下御王の。之。名。代。若日下。大。日。下。御  
部。を。定。ら。れ。一。年。と。え。く。元。恭。紀。又。為。皇后。宣。刑。部。や。あ。  
科。諸。國。造。等。為。衣。通。郎。姬。定。藤。原。部。や。と。據。く。わ。  
多く。天。皇。の。即。上。つ。く。は。清。寧。紀。二。年。又。天。皇。恨

無子。乃遣大伴室屋大連於諸國。置白髮部舍人。白  
髮部膳夫。白髮部鞞負。寢無遺跡。令觀於後。武烈六  
年詔曰。傳國之機。立子為貴。朕無繼嗣。何以傳名。且  
依天皇旧例。置小泊瀨舍人。使為代號。萬歲難忘者  
也。之。す。安。閑。紀。又。天。皇。勅。大。伴。大。連。金。村。奏。曰。  
朕納四妻。至今無嗣。萬歲之後。朕名絕矣。大伴伯父。  
今作何計。每念於茲。憂慮何已。大伴大連金村奏曰。  
亦臣所憂也。夫我國家之王天下者。不論有嗣無嗣。要  
須因物為名。請為皇后次妃建立屯倉之地。使留後  
代。念顯前迹。詔曰可矣。宜早安置。大伴大連金村奏

称宜以小望田屯倉。與每國田部給貺紗手緩。以櫻井屯倉與每國田部給賄香香有緩。以難波屯倉與每郡饅丁給貺宅緩。以示於後式觀寺昔詔曰依奏施行。豈足爲之。先君多大仰名の絶むるを以て。脫羈び。萬代より持て。事と。おまはやるを。起もるあれど。もういきよ。事と。おまはやる事と。うの門若代の立。よ。門人安く思わ。骨の代の物。よ。骨故いよ。よ。家説まれる。う。園。まみ縣。一郡。まみの屯倉あります。主郭を統る。

首長ハ。りきの君が。て。其の部をかく連行  
りの承也。一つの地を。一の部をかく連行  
んは。滅ぼ。是れは移す事なる。おもむ  
き。おもむ大門名の上をうへて。内勅。まき  
たれ。行ひ。る。沼。山東を。まし。猪。行。猪  
官行。る。直威の代。は。兵。將。る。状。を。考。る。  
て。か。加。撫。称。り。代。を。詔。を。綴。る。が。よ。雄。勝。  
印。代。の。代。よ。は。臣。ま。す。諸。司。百。安。を。整。備。る。と。  
臣。連。伴。送。國。造。と。い。ふ。の。件。也。國。造。と。い。此。称  
の。事。也。古。本。記。傳。と。い。ふ。は。譲。ら。れ。て。更。よ。說。

いへり。かく。りと毛蟲の代の説かれ。い事より  
は。解る事多矣。故記傳の説がて引出。再び  
よ。解る事多矣。記傳四十一。あり。臣連。其の云  
れ。大臣様の度々。臣連。は。萬世。位接  
て。殊よ。犯也。朝廷。は。仕奉る人。萬形。故古よ。仕  
ある人。著せ。湯て。都鄙を廣く。おもむか。臣連。伴送。  
國造。云。諸國ナリ及リ。又。臣連。と。う。いふ  
。あ。此。説。わざ。る。能く。い。ふ。ふ。似  
う。よ。と。が。る。あ。と。へ。往て。往。は。彼。人。仕奉る氏  
外。う。の。臣連。の。二。骨。は。限。也。る。た。又。諸。臣。此。

連とソシテテ。大連大連也。  
並即ト。おのる形也。この大連大連也直取  
ト。またの事也。かくして、汝意をも。加く、此  
が、二骨形也。後世。姓氏也。かくす  
源平後橋。此二骨也。諸臣也統云。自の物也。其  
之の後も歴々、生々死々切々。医連之益云。此  
「よ」字代の比。ハ松也。打也。打也。内  
上つ代也。かくして、之の事也。形也。記  
傳也。この称の事也傳也。お紀姓形也。持統

やうれ。おとへり多く見えぬをへて上つ代の老こよ  
却てるの稱の。又えども。様様は改められぬ  
もの。ゆゑに。されども。中へよびたへん。此  
が以て。より称あ。は。百億群卿た  
れよ。う。也。うして。實のようある。  
ゆうゆう。我は。ひつゝる漢。や。よ。改め  
ら。きし。雄勝。以て。す。甲。乗。す。上代。ち。群。よ  
漢め。う。よ。代。よ。古。言。ひ。うち。くら。く  
よ。理。わ。む。う。よ。大臣。大連。益。金。よ。ほ。う。の。臣  
代。よ。う。乃。事。あ。れ。う。の。称。わ。や。く。よ。起。れ。

武大臣成務紀三年春正月以武内宿祢為大  
臣古事記注此時代より大臣と云ふ者を了  
也。大臣の骨の大臣と称  
らる物が武内宿祢、らる事無く之を承  
皆大臣の骨あれど。其大臣骨が  
富称、其元の事よて。大臣骨を承る  
わ。骨もあ。降りるの骨もあ。骨もあ。  
也。此大臣。世よ比於大臣。忠心也。功勳もあ。也。

ああ。わが身の富祿を限る事なし。雄略紀の姫。  
あがめ。とて履中紀は圓大使主と云ふ。記よりある。教ま良き  
富美。是をもて大臣と云ふ。次に。意富美。一の御名。記傳。また大官と云ふ。次に。大連の事。  
志富美。沙羅苑集。沙羅苑の事。次に。大連の事。  
足元ある。無仁三十一年。物部十千根大連とある。  
始。履中二年。物部伊吾佛大連とある。又  
延暦式歎運記。仲哀天皇。船置大連元年詔大伴  
建持為大連とある。記傳。諱ひ。曰。無仁の也  
形。此大連の初。ハヨハヨ。又大連よ  
為ら。事。又云。以連。ハヨハヨ。又大連よ  
書紀仲哀九年。大伴武以連。ハヨハヨ。又大連。

身の事よりは、大連の事よりは、武持の室  
屋の又よりて伊昔佛の因み又般よりて始て  
大連と云ひゆ。自ら生み及ぼして。云  
る大連と云ふ。即ち大連が持つて既成の代  
りある。云得へての事か。既成の代  
て。大臣が、  
骨、筋肉、皮膚の事の事か。  
の筋肉の事か。骨の事か。  
筋肉の事か。皮膚の事か。骨の事か。  
筋肉の事か。皮膚の事か。骨の事か。  
筋肉の事か。皮膚の事か。骨の事か。

るかと。自ら大連と云ふ。大連の事か。  
今うへ大臣大連を直す。諸臣の事か。  
る制出来でよ。ハ。たる稱号がある事やれと。  
この制が出來候。まか第称の中。時事に従え。  
れゆ。大連と云ふ。大連と云ふ。大連と云ふ。  
くゆ。大連と云ふ。諸臣の上又  
思ひ出だ。大連と云ふ。諸臣の上又  
欲。うへも臣連と云ふ。諸臣と統云事ハ。云の雄  
勝の門代へ起ゆ。うへも云ふ。ありはゆ。

次不伴造。造の事にて來り。かく。伴え。  
一部を云ふ絲。つゝしゆる鳥取部。三枝部の者  
也。其部を統掌ると。伴造と云。雄略十六年の詔  
云。聚漢部宣其伴造者鷦鷯曰直。す。欽明紀。元  
年八月高麗百濟新羅任那並遣使獻並脩貢。職  
召集秦人漢人等諸蕃投化者安置國郡編貫戶籍。也。  
秦人戸數。總七千五十三戸。以大藏掾為秦伴造。因云  
大藏掾。あはせの内膳にやう。又四道將軍と向て此地の潤文  
がく。比附する者也。一ノ字。ハ達とちく。きよ名の  
關係する所也。又云。大藏の事ある如く。一部。司る者を。  
あらわん。而才。もしく。えある。かく。一部。司る者を。  
伴造と云。是職の代の長官。今。代の頭支配と同。

た。而才。職の長官ハ。大藏掌事也。もと。す  
て轉任。骨董家。又。大藏。仕事。あり。の。お  
じ。と。を。施。又。事。參。り。く。の。ア。次。國  
造ハ。條々。說。來。れ。と。ア。た。て。造。の。字。の。訓。ハ。脚  
臣の義。あ。宣長。ひ。し。宮司の義。と。士清。ハ。云  
ア。大。う。へ。た。る。意。形。ア。造。の。字。記。傳。は。漢國  
秦官。大良造。と。云。又。北史。又。新羅國官。十七  
等。の中。第。ナ。セ。等。を。造。位。と。り。次。等。又。由。あ  
り。て。書。號。あ。る。う。指。考。ふ。ア。と。り。を。せ。と。り。く  
あ。く。ア。さ。く。臣。連。二。造。と。紫。を。あ。た。京。又。れ。諸。云

生やれ。各自の骨を仕立る限りハ臣連よこモ  
一郭々々を卒ひて仕ある。俾造と云。國那ヨ  
ウカシラタ國造の中よ包みと。凡ての仕事人を  
統する称也。又其勢力。既に加婆称の代ハ。大  
抵ね宗々役衆也。而して。凡世也。也經  
一。推古の即代より。始く冠位の即制出来  
也。同紀十一年十二月。始行冠位。大德小德  
大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智  
等十二階並以當色絶縫之順撮摠如囊而著縁焉。  
唯元日著髪華也。此也。十二年正月。始

賜冠位於諸臣。各有差也。是時白髮太子  
みつ。十七條の憲法を。修り宣詔する。  
江戸。是がじ皇國の大制一覧。自橋原御代よ  
始國ある。めし御ひて。改く。氏の骨の  
事より官職は移す。うる候す。有り。この憲  
法の十二條。國司國造。勿歛百姓。國政二君。民無  
両主。率土北民。以王為主。所任官司。皆是王臣。何敢  
與公賦歛百姓。骨の。手。の失  
を被り。大制度を建ゆる。うる。孝徳の  
時代。この大改革を行ふ。此即制を基本。

トヤヘキ也。抑崇神の印代四道將軍を巡せ。さる  
弭調手末調を科仰ひ。也。始。成務の印世よ  
國郡又長を立。縣邑又首を直れ。又建内宿称を大  
臣とし。大國小國の臣也。大縣小縣の卿主を立め  
給ひ。今此印代又取。始て冠位を行ひ。憲法  
を改め。改め。也。考。次義を。う。よ。よ。考。り。り。  
く。上。の。事。も。代。ハ。人。を。素。市。何。の。が。大。ら。う。も  
有。ぐ。ん。純。國。廣。く。人。衆。く。世。の。事。も。盛。よ。成。く  
れ。ハ。す。あ。く。に。最。一。印。制。あ。く。也。治。綱。す。う  
あ。う。ハ。一。此。皇。古。子。を。ひ。ま。る。伝。法。王。尼。綱

か。く。く。う。よ。く。論。ひ。ま。る。か。く。と。考。く。考。く。  
當時う。る。大。制。度。が。建。立。し。給。ひ。國。民。父。母。の  
「。」。の。一。次。仰。が。ゆ。く。ハ。さ。く。れ。く。う。上  
す。ま。る。聖。德。滿。足。し。給。は。お。い。じ。も。い  
う。こ。は。大。丈。を。成。弱。ハ。た。て。う。る。國。司。國。生  
き。出。血。ハ。さ。の。時。國。司。を。置。か。る。如  
ある。と。國。司。ハ。孝。德。の。流。代。又。置。か。る。如  
く。ハ。大。元。國。縣。す。ば。く。る。骨。を。か。く。く。る  
もの。う。る。の。憲。法。の。傳。か。う。立。られ。う。れ  
と。し。ま。行。か。れ。か。る。か。く。く。と。さ。れ。ハ

二十年。皇大史人の諱。今諱氏姓之本と爲え。

二十八年。記録を撰編。臣連伴造國造。

百八十部。公民考本記。此後皇極三年。  
至十月。食賜解。

臣伴造於朝堂庭而議授位之事。遂詔國司如前所勅更無改換。宜  
之厥任。慎爾所治。有司。其色。稻置。れどく。のふ。  
さく。既。舒明。皇極。二。御代。を。理。孝德。の。内。代。す。か  
りて。天下の大制。大。よりて。骨の代。職の代。革  
色。状。先。この。西代。元年。即。祚日。以。阿倍。内磨  
臣。為。左大臣。蘇我倉。山田。石川。磨臣。為。右大臣。以。大  
錦冠。授中臣。鎌子。連。為。内臣。增封若干戸。云々。あ  
支職の始え。し。而。上。代。の。大臣。大連。左右

の。大臣。革。始。くる。が。大臣の刑。骨。も。おは。わ。あ。る。の  
や。す。も。ま。く。刑。金。れ。ば。ま。を。因。一。八。月。よ。丙。申。朝。庚。子  
拜。東。國。等。國。司。仍。詔。國。司。等。曰。隨。天。神。之。所。奉。寄。方  
今。始。將。修。万。國。  
ら。詔。ニ。核。あ。る。眼。を。つ。へ。き。あ。る。寒。ニ。元。國。家。所  
神。御。祭。の。ち。努。こ。よ。め。こ。そ。せ。う。方。公。民。大。小。所。領。人。衆。汝。等。之。任。皆。作。戸。籍。及。校。田  
畝。其。蘭。池。水。陸。之。利。與。百。姓。俱。う。制。ら。れ。あ。る。い。  
う。ゆ。お。代。ハ。皆。骨。あ。れ。ハ。自。う。一。五。こ。所。く。を。頗  
え。戸。數。因。數。す。く。面。う。よ。朝。廷。よ。と。知。食。サ。ト。ー。な  
る。く。シ。と。今。天。の。十。の。土。地。を。下。く。公。園。と。宣。め  
て。だ。ー。キ。制。役。を。改。ら。ま。し。紀。を。か。く。ア。戸

數田數ヶ所やより領へり。されば此憲法。率  
土兆民以王為主。所任官司皆是王臣。何敢與公賦  
歛百姓とある衆のつひよ葉。行毛るなり。又  
國司等在國不得判罪。不得取他貨賂。令致民於  
貞苦。上京之時。不得多從百姓於已。唯得使後國造  
郡領。但以公事往來之時。得騎部內之馬。得食部內  
之飯。介以上奉法。必須褒賞。違法當降爵位。判官以  
下。取他貨賂。二倍徵之。遂以輕重科罪。其長官從者  
九人。次官從者七人。主典從者五人。若違限外將者。  
主典トキナラ。所從之人。並當科罪。されば又。今迄の骨董を拵  
威權を。おそれぬるべし。今まくは、土地の度  
狹ヒヤシ。あきらめ。は、所から。已うりの形  
一と。郭内コウノの馬。郭内コウノの飯。一と。高タカい制  
レ。高タカい。雲壤クンリヤウの違ツキ。と。高タカい。大  
勢オソシ。小コロコロ。叶ハタハタ。の時トキ。ナ。若有所求

名之人。元非國造伴造縣稻置。此縣トキナラ。主の字脱ミタケル。而  
輒訴訟言。自我祖時。領此官家。治是郡縣。汝等國  
司不得隨訴。便牒於朝。審得實狀。而後可申。方と  
る。と一度の際トキ。今まで領知角の土地のす  
のも正なる。無れハ。多も。其遠祖の功。あ

る事はある。而も之を知らざる事。かくの故  
由をも訴出する。さる。うる。中には。實有。ぬ  
も訴出。土地失ひ。も於也。強制。うる。かん。萬  
財のあく。ぬ。又甲申遣使者於諸國。  
錄民元數。仍詔曰。自古以降。毎天皇時。置標代民。無  
名於後。其臣連等。伴造國造。各置己民。恣情駐使。又  
割國縣山海林野池田。以為己財。爭戰不已。或者兼  
併數萬頃田。或者全無容針步地。及進調賦時。其臣  
連伴告。先自收歛。然後分進。脩治宮殿。築造園陵。  
各率已民。隨事而作。易曰損上益下。節以制度。不傷

ハ。後の世よ。四名の残らんうあふれハ。主義ハ聖  
おへ。又。主教黨を率ひて仕あるべの。す。あれ  
ハ。この詔。よりえある。國縣山海等を割て領き。主  
租税を収め。宮殿園陵の修治を。より。某の公  
吏を仕まくる。あへ。則骨の。す。形。税。あせと。  
法にて。費多キ習ひ。種々。主張ある。事。多く  
く。百姓の苦。む。か。う。さ。り。ん。されハ。この  
詔。の。こ。と。く。或ハ。争ひ。ある。ト。兼并。か。く。上の為。は  
ト。下の為。す。と。害。の。ま。す。と。か。く。や。ゆ。り。て。ハ  
る。ある。や。一。き。あ。あ。つ。か。く。又。二年五月改新之

詔。又曰。罷。昔。在天皇等所立子代之民。處。屯倉。及  
別臣連伴造國造村。皆。所有部曲之民。處。田莊。ど  
々。又。三月壬午。皇太子使使奏請曰。云。天皇問  
於臣曰。其郡臣連及伴造國造所有。昔在天皇日。所  
置。字代入部。皇子等私有御名入部。皇祖大兄御名  
入部。謂彦大兄也。及其屯倉。猶如古代。而置以不臣。即恭美所  
詔。奉答而曰。天無雙日。國無二王。是故兼并天下。可  
使万民。唯天皇耳。別以入部及所封民。簡定仕丁。從  
前如今。自餘以外。忍私駆役。故獻入部五百二十四  
口。屯倉一百八十一所。と。と。と。と。元年九月序

名代の臣連二造等。其土地を顧て。心の以て  
のちるもと。禁られて後。此時よりして長く置  
られある。又。秋八月庚申朔癸酉詔曰云々。姓王  
之名名。臣連伴造國造。今其品部別被名々。復以其  
民品部交雜使居國縣。遂使父子易姓。兄弟異宗。夫  
婦更互殊名。一家五分六割。由是爭寵之訟。盈國充  
朝。終不見治。相亂弥盛。粵以始於今之御寓天皇。及  
臣連等所有品部。宜悉皆罷。為國家民。其假借王名。  
為伴造。其襲叔祖名。為臣連。斯等深不悟情。忽聞若  
是所宣。當思祖名所借滅。由是預宣使聽知朕所懷。

王者之兒相續御寓。信知時帝典祖皇名。不可見忘  
於世。而以王名。輕搖川野。呼名百姓。誠可畏焉。凡王  
者之号。將隨日月遠流。祖子之名。可共天地長往。如  
是思故宣之。始於祖子。奉仕卿大夫臣連伴造氏氏  
人等。或本云名咸可聽聞。今以汝等使仕狀者改去舊  
職。新設百官。及著位階。以官位叙。云云。云云。假借王  
名為伴造。其襲叔祖名為臣連。斯等深不悟情。忽聞若  
是所宣。當思祖名所借滅。云云。云云。假借王  
地主。後世子孫之名。家。也。亦。いし。齊  
るを同一。云云。今す。徳。一。犯名の。多。減。

かと爲めに歎せんか。國政もへよ。畢竟皆の  
勢をたぐはれ。ひづる因習は孰弟乎。素制を  
強制するもの多う。うも。かくお理をもつて。論  
一物へも。昔在天皇も。専名の絶えん。と  
おもふ。也。名代を置局する。あれハ。其古  
名の人民が更り。山野より樹ぐ。名代ヲ傳フ  
ゆう。大吉がある。今ハ。そと畏りと  
して。廢山城。あるいは。いき移き。代の状あへ  
や。いや。大仰名を。山野。うそ。ゆきと。唐  
さかの。ゆき。見せ。りと。喜れ。おは。

車形。宣長。すまふ。昔の唐跡  
を。褒称へ。まことに。唐の。と。是あらう。  
現。今。大和。神武田。地。ありて。これ  
神武天皇の。陵の。地。と。思慕。ある。こ  
と。くる。さて。移。名の。然らん。い  
う。また。上昔の天皇  
の。地。と。車形。名傳。と。思。ゆ。ゆ。ゆ。  
記。記す。ある。ある。この。革政も。全く。印名  
の。上。よ。あ。あ。あ。あ。上。車形。加賀。御の。旧  
弊を。辟。新令の。制度を行。りん。為の。事ある。

此内名も思へて天皇皇帝の跡上あれす。乞を取  
てのれど。其の後まことに。改めて。此をもとを被  
うゆる。大英斷のありとも。へれめの事。さ  
れも骨を上り代り。無事。唐の事。さう  
されど。皇の古制。廢むるハ口を  
一かねふと思ふ。めもん。はく。考ふ。筋筋の  
遷變の事ハ。天地の自ある。理ある。やく。神の  
ゆゑ。ある。凡萬の測。も。今。ナ。ね。  
畢竟人の智。と。人の力。と。及。く。能ひ。か。

経て五百年の後。世と。す。時。自ら遷變  
するに運數ありて。必ず。尚。て。せよ。されあ  
る。人。が。來。て。此。氣運。ふ。事。て。大事。を。成。就。する。を  
み。と。見え。え。から。和漢。今。昔。貫。通。考。る。皆。たゞ  
私。ゆ。く。を。と。神功皇后。韓國。を。向。き。あ。し。金銀。を  
求。め。給。く。と。食。と。あ。と。當時。皇國。す。と。か。る  
大事業。や。向。る。され。も。仲哀天皇。と。疑。ひ。迷。い。猶。く  
ア。リ。と。あ。る。神の。御。諭。を。う。こ。み。猶。い。武内  
大臣。あ。と。世。よ。比。類。す。義。神傑。あ。あ。し。助。多。せ。す  
。大事。成。就。一。物。く。も。が。ま。と。考。せ。神武天皇。

と。而世諸國々。或大は國土。民益蕃りて。今ハ金銀銅鐵。山川河川。出づる所也。教導の道もあく。而政の便も  
うく。然もかく。此外貢起る事少く。而。やうそ  
儒佛の道も無事也。我と深く用ひ易く。之を  
止むが如く。無事也。是故に神の在す。ひと  
お併くへん。而儒佛の在す。も。今も上代  
のやう。あく。人ぞ。眠む。也。而。時節も  
四時の遷る。夏日。冬夜。の如。り。も。  
一偏を固執せん。純一無欲の小兒をよ。

名利色欲熾盛ある若人を教へん。と。第一  
て切らへ。之教り。つゝあく。故。よ。古事記莫主  
賢臣。時。よ。や。機。ユ。集。も。ゆ。思。ひ。も。ゆ。猶。ひ  
一業。い。よ。世の勢。を。深く。考。え。多く。ゆ。て。膠柱  
の諦。い。立。く。も。ゆ。し。あ。ん。次。よ。ニ。年。夏。四。月。朔  
詔。曰。惟。神。我。子。應。治。故。寄。是以。興。天。地。之。初。君。臨。之。  
國。也。自。始。治。國。皇。祖。之。時。天。下。大。同。都。無。彼。此。者。也。  
既。而。頃。者。始。於。神。名。天。皇。名。々。或。別。為。臣。連。之。氏。或  
別。為。造。等。之。色。由。是。卒。土。民。心。固。執。彼。此。深。生。我。汝。  
各。守。名。々。又。拙。弱。臣。連。伴。造。國。造。以。彼。為。姓。神。名。王

此唐代うへゆる。骨の色多くが改られて。八  
省百官を主。法度律令施行やれども。天武  
の時代十三年よりも。遂に骨は廢せり。又  
そく四年十月朔の詔曰。更改諸氏之族姓。作八色  
之姓。以混天下万姓。一曰真人。二曰朝臣。三曰宿祢。  
四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。  
宣られて。諸氏よ此新姓を用ひしる事。紀よ々々  
る。う。か。萬。孫。ま。人。を。り。し。言。上。と。せ  
ら。承。て。皇。族。の。加。號。祿。也。か。き。る。也。瀛。ま。人。の。門。名。  
又。と。多。く。り。の。れ。や。道。師。ま。る。と。画。師。藥。師。の

都からくる。大臣連と上古よりの貴族にて。雄略の時代。大臣大連を主と。諸氏を統うる。臣連と大連。骨が同じ。いまの色又宣めらる。其人よりは、臣連ある。之にと。皆朝臣宿祢ある。物とあれ道師の下。この西よりを至れ。めぞもつふうのよ。家筋の子内制力。之を深く考る。諸の骨と。白檜原より國も。一時ゆ。やくよ強き物う。うち蘿我氏の威勢強く。奢らひ誇り。假吏入處等よどりて。元日あよ振

舞弓。天智天皇鎌吕大臣と。海猿。此あきら。遂あし弱ふ。此時うち唐制す。やくよ深えりて。うち友職の制度。これ乃骨の。やくよ勢あきらへ。うへて。うけき。何事。うへを逃げ。化下の者す。うへて。まく旅とりへ。と下子貶じ。やくよ。かく地も。皆國司郡司りて治綱へ。今は内骨の威權を。折。腸。よは。よもあく。のな。さくかん孝德乃古代種。内御制也。骨の。よもあか改綱へ。うへ。うも友職の制ある。更。よやく八色きりて。万姓を混綱へと

ある。たゞりり上古より蕃夷一骨あれ  
ハ。公の改制より改稱ひよされ。私すら猶。骨  
内々か。俄々止へて死。松下に獨。骨  
族。俄々勞失ふ處す。臣連がとく坐  
ある職のうへよかんあやひどん。され今種々の  
骨を。終々ハノカニ混めぬる。ヤマキ  
き。臣連を無下。骨。骨の事。有  
名無実。英斷エイダク。や。今まとの  
臣連の貴族。或ハ朝臣。あやむ。蕃裕ハムヨウ。て。  
多々姓を冠へ。是より骨の實シミ。失て。アヤ

乃先とて成る。かく。かくのハ色乃制也。万姓  
を混じ。乃何。後餘の姓。あやむ。阿  
フ。首史乃姓を。登。あやむ。直公縣主。阿姓  
造。阿。阿。姓を。領。續紀。數。足  
え。如。万姓を。混。也。この時。内侍の  
も。こ。か。か。深く考。全く。臣連の威權  
を。下。新制度を。かられん。あ。こそ。ハ思  
ひ。か。か。前。官職。上宮の印法。起りて。骨  
ち。津原の時代。廢れ。あ。云。いた。



